

職員給与規程

(総 則)

第1条 公益財団法人河川財団(以下、財団という。)の職員に対する給与の支給に関しては、この規程の定めるところによる。

(俸給表の適用)

第2条 職員の俸給表の適用は、一般職員は 俸給表Ⅰ、管理職員は俸給表Ⅱを適用する。

2 管理職員とは、理事長が指定した職員をいい、一般職員とは管理職員以外の職員をいう。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は基本給、扶養手当、管理職手当、超過勤務手当、休日給、住居手当、通勤手当、都市手当、調整手当及び特別手当とする。

(給与の締切日及び支給日)

第4条 職員の給与(特別手当を除く。)の支給定日は、毎月20日(その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)とする。

2 職員の給与は、前項の支給定日において、当月分の基本給、扶養手当、管理職手当、住居手当、都市手当、調整手当及び前月分の超過勤務手当、休日給を支給する。

(給与の計算方法)

第5条 遅刻、早退、欠勤等により、所定勤務時間の全部又は一部を休業した場合においては、その休業時間に対する基本給及び都市手当は支給しない。

2 前項の場合において休業した時間の計算は、当該給与締切期間の末日において合計し、30分未満は切り捨てるものとする。

3 給与締切期間の中途において採用され又は退職(解雇を含む)した者の当該締切期間の給与は勤務した時間に対して支給する。ただし、就業規則第30条第1項第3号の規定により、退職した者又は死亡した者に対する当月分の給与については、その全額を支給する。

(給与の支払方法)

第6条 職員の給与は、法令に基づき、その職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を職員の申告による口座に振り込む方法により支払う。

(基本給)

第7条 基本給は月額とし、別表「俸給表Ⅰ」及び「俸給表Ⅱ」により定める。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、職員が次の家族を扶養している場合に各号記載の金額を支給する。

一 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係にある者を含む）

13,000円

二 満22才に達した日以後最初の3月31日までの間にある子、孫及び弟妹

6,500円

三 60才以上の父母及び祖父母

6,500円

四 重度心身障害者6,500円

- 2 扶養親族たる子のうち満15才に達する日後の最初の4月1日から満22才に達するに日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規程による額に加算した額とする。
- 3 扶養手当の支給を受けようとする職員は、扶養親族の届け出を提出し、承認を受けるものとする。

(管理職手当)

第9条 管理職員には、その者の基本給に、10%から25%の範囲内で理事長が定めた割合を乗じて得た額を支給する。

2 管理職手当は、超過勤務見合い分を含めた手当として支給する。

3 管理職手当の支給を受ける職員の超過勤務手当、休日給は、第10条及び第11条に基づき算出した額の合算額から管理職手当額を差し引いた額を超過勤務手当として支給する。

(超過勤務手当)

第10条 超過勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた一般職員に、勤務1時間につき第2項に規定する勤務1時間当りの給与額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間の場合は、100分の150)を乗じて得た額を支給する。

2 勤務1時間当りの給与額は、次により算出した額とする。

(1) 勤務1時間当りの給与額＝(基本給＋基本給×都市手当の率＋調整手当)÷1年間における1ヶ月平

均労働時間数

- (2) 1年間における1ヶ月平均労働時間数は
158 時間とする。

(休日給)

第11条 一般職員が職員就業規則第8条の規定により定められた休日において勤務し、その休日を他の日に振替えることが困難な場合には、勤務1時間につき前条第2項に規定する勤務1時間当りの給与額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は100分の160）を乗じて得た額を支給する。

(住居手当)

第12条 自ら居住するための住宅（貸間を含む）を借り受け、月額12,000円をこえる家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（その額に、100円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額）に相当する月額を支給する。

- 一 家賃が月額23,000円以下の場合、家賃の月額から12,000円を控除した額。
 - 二 月額23,000円をこえる家賃を支払っている場合は、23,000円を超える額の2分の1を11,000円に加算した額。
- ただし、支給限度額は27,000円とする。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用する職員に対して支給する。

- 2 通勤手当の支給については、別途理事長が定める。

(都市手当)

第14条 都市手当は、次の各号の都市に在勤する職員に、基本給、扶養手当及び管理職手当の月額合計に次の各号の支給割合を乗じて得た額を支給する。

- 一 東京都23区 0.17
- 二 大阪市 0.14
- 三 名古屋市、川崎市 0.12

(調整手当)

第15条 職員の職務内容、勤務条件等を考慮して、前条までの規定によりがたい特別の事情のある場合については、調整手当を支給することができる。

- 2 調整手当の支給額は別途理事長が定める。

(特別手当)

第16条 特別手当は、各々6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する職員に対して支給する。

これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 特別手当の額は、基本給、扶養手当、管理職手当及び都市手当の月額合計額を基礎とし、財団の業績に応じ、その者の勤務成績等を総合的に勘案し、理事長が決定する。

3 特別手当の支給日は、各々6月25日及び12月10日(その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)とする。

(昇給及び降給)

第17条 昇給及び降給は、毎年7月1日及び昇任の際に、職員の勤務成績に応じ行うものとする。

ただし、財団の業績によっては、この限りではなく降給を行うことがある。

また、55歳を超える職員は昇給しないことを原則とするものとする。

2 昇給または降給は基本給について行うものとする。

(欠勤者の給与)

第18条 傷病による欠勤者に対する欠勤期間における給与は、結核性患者の場合にあっては、欠勤を始めた日から1年、その他の場合にあっては欠勤を始めた日から6月について、基本給、都市手当及び住居手当をその者が出勤した場合と同様の計算方法によって計算した額を支給する。

(休職者の給与)

第19条 就業規則第24条の規定により休職を命ぜられた職員に対する休職期間中の給与は、基本給、都市手当及び住居手当について、その者が出勤した場合と同様の計算方法によって計算した額に、それぞれ次の各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

一 就業規則第24条第1項第1号及び第2号の休職。

100分の80

二 就業規則第24条第1項第3号の休職。

100分の60以内で理事長が

定める割合

三 就業規則第24条第1項第4号の休職。

そのつど理事長が定める。

(新たに採用された職員の給与)

第20条 月の初日以外の日において、新たに採用された職員に、採用当月分の給与を支給する場合には、日割り計算によることとする。

(給与支給の特例)

第21条 国等からの出向職員については、国等に在職した場合に受ける給与を考慮し、この規程によることなく、別途理事長が定めるところにより給与を支給することができる。

2 定款第51条第3項の職員の給与及び特別の事由がある場合については、この規程によることなく、別途理事長が定めるところにより給与を支給することができる。

(退職者の給与)

第22条 就業規則第30条第1項第3号の規定により退職した者又は死亡した者に対する退職当月分の基本給及び都市手当は、その全額を支給する。

2 月の末日以外の日において退職し、解雇され又は免職された者(前項に掲げる者を除く。)に対する退職当月分の給与を支給する場合には、基本給、都市手当は、日割り計算によることとする。

(給与の日割り計算方法)

第23条 この規程により日割り計算を行う場合は、当該月の週休日(土曜日、日曜日)を除いた日数により、行うこととする。

(端数の処理)

第24条 この規程による計算において生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(細則)

第25条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年3月31日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から適用する。(移行に伴う名称変更)

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から適用する。

ただし、平成26年3月31日に財団に在職する職員については、平成26年6月30日までに支給する給与は、改正前の職員給与規程によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成28年9月16日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成29年3月2日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成29年6月8日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から適用する。

別表 俸給表 I							
号俸	基本給	号俸	基本給	号俸	基本給	号俸	基本給
1	140	51	190	101	240	151	290
2	141	52	191	102	241	152	291
3	142	53	192	103	242	153	292
4	143	54	193	104	243	154	293
5	144	55	194	105	244	155	294
6	145	56	195	106	245	156	295
7	146	57	196	107	246	157	296
8	147	58	197	108	247	158	297
9	148	59	198	109	248	159	298
10	149	60	199	110	249	160	299
11	150	61	200	111	250	161	300
12	151	62	201	112	251	162	301
13	152	63	202	113	252	163	302
14	153	64	203	114	253	164	303
15	154	65	204	115	254	165	304
16	155	66	205	116	255	166	305
17	156	67	206	117	256	167	306
18	157	68	207	118	257	168	307
19	158	69	208	119	258	169	308
20	159	70	209	120	259	170	309
21	160	71	210	121	260	特号俸	理事長が定める額
22	161	72	211	122	261		
23	162	73	212	123	262		
24	163	74	213	124	263		
25	164	75	214	125	264		
26	165	76	215	126	265		
27	166	77	216	127	266		
28	167	78	217	128	267		
29	168	79	218	129	268		
30	169	80	219	130	269		
31	170	81	220	131	270		
32	171	82	221	132	271		
33	172	83	222	133	272		
34	173	84	223	134	273		
35	174	85	224	135	274		
36	175	86	225	136	275		
37	176	87	226	137	276		
38	177	88	227	138	277		
39	178	89	228	139	278		
40	179	90	229	140	279		
41	180	91	230	141	280		
42	181	92	231	142	281		
43	182	93	232	143	282		
44	183	94	233	144	283		
45	184	95	234	145	284		
46	185	96	235	146	285		
47	186	97	236	147	286		
48	187	98	237	148	287		
49	188	99	238	149	288		
50	189	100	239	150	289		

※170号俸を超える場合は、原則昇給しないこととする。

別表 俸給表Ⅱ								
号俸	年俸	基本給 (月額)	号俸	年俸	基本給 (月額)	号俸	年俸	基本給 (月額)
1	3,122	223.0	51	4,172	298.0	101	5,222	373.0
2	3,143	224.5	52	4,193	299.5	102	5,243	374.5
3	3,164	226.0	53	4,214	301.0	103	5,264	376.0
4	3,185	227.5	54	4,235	302.5	104	5,285	377.5
5	3,206	229.0	55	4,256	304.0	105	5,306	379.0
6	3,227	230.5	56	4,277	305.5	106	5,327	380.5
7	3,248	232.0	57	4,298	307.0	107	5,348	382.0
8	3,269	233.5	58	4,319	308.5	108	5,369	383.5
9	3,290	235.0	59	4,340	310.0	109	5,390	385.0
10	3,311	236.5	60	4,361	311.5	110	5,411	386.5
11	3,332	238.0	61	4,382	313.0	111	5,432	388.0
12	3,353	239.5	62	4,403	314.5	112	5,453	389.5
13	3,374	241.0	63	4,424	316.0	113	5,474	391.0
14	3,395	242.5	64	4,445	317.5	114	5,495	392.5
15	3,416	244.0	65	4,466	319.0	115	5,516	394.0
16	3,437	245.5	66	4,487	320.5	116	5,537	395.5
17	3,458	247.0	67	4,508	322.0	117	5,558	397.0
18	3,479	248.5	68	4,529	323.5	118	5,579	398.5
19	3,500	250.0	69	4,550	325.0	119	5,600	400.0
20	3,521	251.5	70	4,571	326.5	120	5,621	401.5
21	3,542	253.0	71	4,592	328.0	121	5,642	403.0
22	3,563	254.5	72	4,613	329.5	122	5,663	404.5
23	3,584	256.0	73	4,634	331.0	123	5,684	406.0
24	3,605	257.5	74	4,655	332.5	124	5,705	407.5
25	3,626	259.0	75	4,676	334.0	125	5,726	409.0
26	3,647	260.5	76	4,697	335.5	126	5,747	410.5
27	3,668	262.0	77	4,718	337.0	127	5,768	412.0
28	3,689	263.5	78	4,739	338.5	128	5,789	413.5
29	3,710	265.0	79	4,760	340.0	129	5,810	415.0
30	3,731	266.5	80	4,781	341.5	130	5,831	416.5
31	3,752	268.0	81	4,802	343.0	131	5,852	418.0
32	3,773	269.5	82	4,823	344.5	132	5,873	419.5
33	3,794	271.0	83	4,844	346.0	133	5,894	421.0
34	3,815	272.5	84	4,865	347.5	134	5,915	422.5
35	3,836	274.0	85	4,886	349.0	135	5,936	424.0
36	3,857	275.5	86	4,907	350.5	136	5,957	425.5
37	3,878	277.0	87	4,928	352.0	137	5,978	427.0
38	3,899	278.5	88	4,949	353.5	138	5,999	428.5
39	3,920	280.0	89	4,970	355.0	139	6,020	430.0
40	3,941	281.5	90	4,991	356.5	140	6,041	431.5
41	3,962	283.0	91	5,012	358.0	141	6,062	433.0
42	3,983	284.5	92	5,033	359.5	142	6,083	434.5
43	4,004	286.0	93	5,054	361.0	143	6,104	436.0
44	4,025	287.5	94	5,075	362.5	144	6,125	437.5
45	4,046	289.0	95	5,096	364.0	145	6,146	439.0
46	4,067	290.5	96	5,117	365.5	146	6,167	440.5
47	4,088	292.0	97	5,138	367.0	147	6,188	442.0
48	4,109	293.5	98	5,159	368.5	148	6,209	443.5
49	4,130	295.0	99	5,180	370.0	149	6,230	445.0
50	4,151	296.5	100	5,201	371.5	150	6,251	446.5

号俸	年 俸	基本給 (月額)	号俸	年 俸	基本給 (月額)
151	6,272	448.0	特号俸	理事長が定める額	
152	6,293	449.5			
153	6,314	451.0			
154	6,335	452.5			
155	6,356	454.0			
156	6,377	455.5			
157	6,398	457.0			
158	6,419	458.5			
159	6,440	460.0			
160	6,461	461.5			
161	6,482	463.0			
162	6,503	464.5			
163	6,524	466.0			
164	6,545	467.5			
165	6,566	469.0			
166	6,587	470.5			
167	6,608	472.0			
168	6,629	473.5			
169	6,650	475.0			
170	6,671	476.5			
171	6,692	478.0			
172	6,713	479.5			
173	6,734	481.0			
174	6,755	482.5			
175	6,776	484.0			
176	6,797	485.5			
177	6,818	487.0			
178	6,839	488.5			
179	6,860	490.0			
180	6,881	491.5			
181	6,902	493.0			
182	6,923	494.5			
183	6,944	496.0			
184	6,965	497.5			
185	6,986	499.0			
186	7,007	500.5			
187	7,028	502.0			
188	7,049	503.5			
189	7,070	505.0			
190	7,091	506.5			
191	7,112	508.0			
192	7,133	509.5			
193	7,154	511.0			
194	7,175	512.5			
195	7,196	514.0			
196	7,217	515.5			
197	7,238	517.0			
198	7,259	518.5			
199	7,280	520.0			
200	7,301	521.5			

※200号俸を超える場合は、
原則昇給しないこととする。